

2025年8月29日

令和7年台風第12号に伴う災害により被害を受けられました皆様へ

株式会社 住宅保障共済会

保険契約手続き等に関する特別措置適用のお知らせ

令和7年台風第12号に伴う災害により被害を受けられました皆様に、心からお見舞いを申し上げます。皆様の安全と一刻も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

弊社では、災害救助法の適用を受けた地域内の、被害を受けられましたご契約者の皆様に対し、特別措置として、ご希望により、保険に関する契約手続き等の特別措置を設けさせていただきます。

つきましては、下記のとおり、本件に関するお問い合わせを承っておりますので、ご案内申し上げます。

記

被災地域にお住まいのご契約者で、今般の令和7年台風第12号に伴う災害により被害を受けられました皆様を対象に、保険契約更新につきまして、一定の猶予期間を設ける等の特別措置を実施いたしますので、ご希望のご契約者様は、以下の弊社窓口までお申し出ください。

本社代表電話番号:03-5405-1151

受付時間:9時00分~17時00分(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

適用都道府県	適用市町村	法適用日
鹿児島県	南さつま市 (みなみさつまし)	8月21日

以上